

# 兵庫県公報

平成22年2月23日 火曜日 第2160号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	6
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	7
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○同上（同）	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
<b>公 告</b>	
○県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	9
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	11
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○平成21年10月25日執行の神戸市長選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	12

## 告 示

### 兵庫県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成22年2月23日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
コイケ歯科医院	明石市朝霧町3-9-2	医療法人社団コイケ歯科医院	平成21年12月1日
ふれあい薬局二見	同 市二見町東二見185-1	株式会社クリエイト兵庫	平成22年1月4日
やすずみ眼科	同 市大久保町江井島915-2	安 澄 衛 一 郎	同 年2月18日
スピカ薬局伊丹店	伊丹市伊丹1-10-15-111	有限会社スピカ	平成21年12月1日
薬局ジャパンファーマシー伊丹西野店	同 市西野1-301-2	株式会社ジャパンファーマシー	平成22年1月1日
あかり調剤薬局	豊岡市戸牧300-1	有限会社ファーラル	同
宝青院眼科医院	たつの市龍野町堂本55-3	医療法人社団珠宝会	平成21年11月24日

にしむら歯科クリニック	同 市龍野町島田720-5	医療法人社団にしむら歯科クリニック	平成22年1月1日
あべ眼科クリニック	西脇市小坂町横溝175 2F	安部 亨 二	同 年2月1日
ユーアイ調剤薬局竜山店	高砂市伊保4-558-1	有限会社ユーアイ調剤薬局	平成21年11月1日
ユーアイ調剤薬局駅前店	同 市荒井町扇町14-8	同 上	平成22年1月6日
さくらホームケアクリニック	川西市平野3-18-27	医療法人社団さくらホームケアクリニック	同 月1日
かごたに眼科	小野市黒川町1807-4	籠谷 保 明	平成22年2月1日
歯科石井医院	篠山市黒田817	石井 広 信	平成21年7月1日



**兵庫県告示第176号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
コイケ歯科医院	明石市朝霧町3-9-2	小池 健 夫	平成18年12月6日
宝青院眼科医院	たつの市龍野町堂本11-13	医療法人社団珠宝会	平成21年11月23日
にしむら歯科クリニック	同 市龍野町島田720-5	西村 芳 明	同 年12月31日
田村皮膚科	川西市大和西1-97-7 兼古書店駅前ビル2F	田村 昇	同
さくらホームケアクリニック	同 市平野3-18-27	久保 雅 弘	同

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
松本診療所	加古郡播磨町宮北1-2-3	内藤 昇 三	平成21年10月1日
医療法人社団成田医院	美方郡香美町香住区香住1702	医療法人社団成田医院	同 年12月15日
医療法人社団成田医院柴山診療所	同 郡同 町香住区上計2-11	同 上	同 月18日



**兵庫県告示第177号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日

ふれあい薬局二見	明石市二見町東二見185-1	株式会社クリエイト兵庫	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成22年1月4日
マザーケアヘルプステーション芦屋	芦屋市西山町15-13ポストハイツ101	布亀株式会社	訪問介護、介護予防訪問介護	同 月1日
医療法人社団星晶会介護老人保健施設伊丹ゆうあい	伊丹市荒牧6-16-2	医療法人社団星晶会	介護予防短期入所療養介護	平成21年9月1日
訪問介護事業所つぼみ	同 市野間2-7-43セントラルハイツ富士II 105	株式会社ヴィンテージ	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年11月25日
スピカ薬局伊丹店	同 市伊丹1-10-15-111	有限会社スピカ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年12月1日
薬局ジャパンファーマシー伊丹西野店	同 市西野1-301-2	株式会社ジャパンファーマシー	同 上	平成22年1月1日
しば耳鼻咽喉科医院	豊岡市戸牧299-8	柴 宏 巳	居宅療養管理指導	同
あつふる訪問介護事業所龍野	たつの市龍野町富永730-20	株式会社あつふる	訪問介護、介護予防訪問介護	平成21年11月1日
たまき歯科クリニック	三木市志染町広野1-107-1 2F	朝比奈 たまき	居宅療養管理指導	平成22年1月1日
ミヤケ薬局	川西市出在家町1-6	有限会社ハートフルケア	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成21年12月1日
もみの木栄根	同 市栄根2-24-7	有限会社たお	小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護	同 年10月1日
株式会社ホスピアメディカル事業部ケア39	三田市対中町2-17 3F	株式会社ホスピア	訪問介護、居宅介護支援、 介護予防訪問介護	平成20年12月20日
ホームヘルプステーション「ブリッジ」	丹波市氷上町石生45-1 シティハイム池上101	社会福祉法人みつみ福祉会	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年1月1日
ぷらっとホームさつき	宍粟市山崎町高下1841	特定非営利活動法人さつき	訪問介護、通所介護、 介護予防訪問介護、 介護予防通所介護	同
矢持医院	多可郡多可町中区安坂40	医療法人社団矢持医院	介護予防通所リハビリテーション	平成21年11月1日



**兵庫県告示第178号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成22年2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
豊岡市社会福祉協議会豊岡ケアプランセンター	豊岡市上陰137-1	事業所名称	豊岡市社会福祉協議会豊岡居宅介護支援事業所	豊岡市社会福祉協議会豊岡ケアプランセンター	平成21年12月1日

豊岡市社会福祉協議会豊岡ヘルパーステーション	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会豊岡西ヘルパーステーション訪問介護事業所	豊岡市社会福祉協議会豊岡ヘルパーステーション	同
豊岡市社会福祉協議会豊岡西デイサービスセンター	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会豊岡西デイサービスセンター通所介護事業所	豊岡市社会福祉協議会豊岡西デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会豊岡港デイサービスセンター	豊岡市気比2435	同 上	豊岡市社会福祉協議会豊岡港デイサービスセンター通所介護事業所	豊岡市社会福祉協議会豊岡港デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会城崎ヘルパーステーション	同 市城崎町湯島625-9	同 上	豊岡市社会福祉協議会城崎訪問介護事業所	豊岡市社会福祉協議会城崎ヘルパーステーション	同
豊岡市社会福祉協議会城崎デイサービスセンター	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会城崎通所介護事業所	豊岡市社会福祉協議会城崎デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会竹野デイサービスセンター	豊岡市竹野町須谷480-4	同 上	豊岡市社会福祉協議会竹野ふれあいデイサービスセンター通所介護事業所	豊岡市社会福祉協議会竹野デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会豊岡北ケアプランセンター	同 市竹野町須谷1478	同 上	豊岡市社会福祉協議会竹野ふれあい在宅サービスセンター居宅介護支援事業所	豊岡市社会福祉協議会豊岡北ケアプランセンター	同
豊岡市社会福祉協議会福祉用具レンタル事業所	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会竹野ふれあい在宅サービスセンター福祉用具貸与事業所	豊岡市社会福祉協議会福祉用具レンタル事業所	同
豊岡市社会福祉協議会竹野ヘルパーステーション	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会竹野ふれあい在宅サービスセンター訪問介護事業所	豊岡市社会福祉協議会竹野ヘルパーステーション	同
豊岡市社会福祉協議会竹野南デイサービスセンター	豊岡市竹野町須谷631	同 上	豊岡市社会福祉協議会竹野南デイサービスセンター通所介護事業所	豊岡市社会福祉協議会竹野南デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会日高ケアプランセンター	同 市日高町頃垣40	同 上	豊岡市社会福祉協議会日高まごころ介護センター居宅介護支援事業所	豊岡市社会福祉協議会日高ケアプランセンター	同
豊岡市社会福祉協議会日高西デイサービスセンター	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会日高まごころ介護センター通所介護西事業所	豊岡市社会福祉協議会日高西デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会日高ヘルパーステーション	豊岡市日高町祢布891-2	同 上	豊岡市社会福祉協議会日高まごころ介護センター訪問介護事業所	豊岡市社会福祉協議会日高ヘルパーステーション	同
豊岡市社会福祉協議会日高中央デイサービスセンター	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会日高まごころ介護センター通所介護中央事業所	豊岡市社会福祉協議会日高中央デイサービスセンター	同

豊岡市社会福祉協議会日高東デイサービスセンター	豊岡市日高町堀809	同 上	豊岡市社会福祉協議会日高まごころ介護センター通所介護東事業所	豊岡市社会福祉協議会日高東デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会出石ケアプランセンター	同 市出石町福住1302	同 上	豊岡市社会福祉協議会出石ふれあい介護センター居宅介護支援事業所	豊岡市社会福祉協議会出石ケアプランセンター	同
豊岡市社会福祉協議会出石ヘルパーステーション	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会出石ふれあい介護センター訪問介護事業所	豊岡市社会福祉協議会出石ヘルパーステーション	同
豊岡市社会福祉協議会但東ケアプランセンター	豊岡市但東町出合433-1	同 上	豊岡市社会福祉協議会但東しあわせ介護センター居宅介護支援事業所	豊岡市社会福祉協議会但東ケアプランセンター	同
豊岡市社会福祉協議会但東ヘルパーステーション	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会但東しあわせ介護センター訪問介護事業所	豊岡市社会福祉協議会但東ヘルパーステーション	同
豊岡市社会福祉協議会但東デイサービスセンター	同 上	同 上	豊岡市社会福祉協議会但東中央デイサービスセンター通所介護事業所	豊岡市社会福祉協議会但東デイサービスセンター	同
豊岡市社会福祉協議会日高八代デイサービスセンター	豊岡市日高町中406-1	同 上	豊岡市社会福祉協議会日高まごころ介護センター通所介護八代事業所	豊岡市社会福祉協議会日高八代デイサービスセンター	同
あつぶる訪問介護事業所龍野	たつの市龍野町富永730-20	事業所名称	あつぶる民救訪問介護事業所龍野	あつぶる訪問介護事業所龍野	平成21年11月1日
		開設者名称	株式会社民間救急サービス	株式会社あつぶる	同
あつぶる居宅介護支援事業所龍野	同 上	事業所名称	あつぶる民起居宅介護支援事業所龍野	あつぶる居宅介護支援事業所龍野	同
		開設者名称	株式会社民間救急サービス	株式会社あつぶる	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
医療法人明仁会明舞中央病院	明石市松が丘4-1-32	医療法人明仁会	居宅介護支援	平成21年12月1日
有限会社アットサービス	伊丹市池尻3-413	有限会社アットサービス	訪問介護、福祉用具貸与、介護予防訪問介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年9月14日
豊岡市社会福祉協議会城崎居宅介護支援事業所	豊岡市城崎町湯島625-9	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会	居宅介護支援	同 年12月1日
豊岡市社会福祉協議会日高まごころ介護センター福祉用具貸与事業所	同 市日高町祢布891-2	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	同

あつふる民救訪問介護事業所龍野	たつの市龍野町富永1005-55	株式会社民間救急サービス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成21年10月31日
ミヤケ薬局	川西市出在家町14-15	有限会社ハートフルケア	居宅療養管理指導	同 年11月30日
株式会社ホスピアメディカル事業部ケア39	三田市寺村町4443 2F	株式会社ホスピア	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成20年12月19日



**兵庫県告示第179号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
上坂元 庸 隆	芦屋接骨院	芦屋市上宮川町3-7	平成21年12月21日
後 藤 亮	にしの接骨院	伊丹市中野西4-70-2	同 月 2 日
西 英 紀	ふく整骨院	篠山市黒岡316-10	平成21年11月6日
畠 田 典 年	畠田鍼灸マッサージ治療院	淡路市育波1553-5	同 年 8 月 1 日



**兵庫県告示第180号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
上坂元 庸 隆	芦屋接骨院	芦屋市上宮川町3-7	平成21年12月19日
西 英 紀	南淡接骨院	南あわじ市伊賀野887-8	同 月16日
	全日本接骨院	同 市潮美台2-15-7	同



**兵庫県告示第181号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

菅谷土地改良区

退任役員

役員区分  
理事

氏 名  
竹 田 茂 司

住 所  
豊岡市出石町細見104番地の1

同	西 村 昇	同	市出石町荒木1015番地
同	佐 藤 貞 夫	同	市出石町荒木998番地
同	渋谷 輝 雄	同	市出石町荒木725番地
同	道 本 政 明	同	市出石町荒木596番地
同	山 下 泰 生	同	市出石町荒木306番地
同	石 田 稔	同	市出石町福見563番地
同	國 谷 哲 雄	同	市出石町福見416番地
同	竹 村 國 男	同	市出石町暮坂401番地
同	竹 村 公 男	同	市出石町暮坂300番地
監 事	石 田 剛	同	市出石町福見508番地
同	竹 下 勝 明	同	市出石町荒木440番地の 1

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	竹 田 茂 司	豊岡市出石町細見104番地の 1
同	山 下 泰 生	同 市出石町荒木306番地
同	川 崎 誠	同 市出石町荒木1061番地
同	渋谷 輝 雄	同 市出石町荒木725番地
同	川 崎 稔	同 市出石町荒木681番地
同	石 田 稔	同 市出石町福見563番地
同	國 谷 哲 雄	同 市出石町福見416番地
同	旗 谷 壽 雄	同 市出石町暮坂205番地
同	中 川 正 幸	同 市出石町暮坂403番地
監 事	加 藤 茂	同 市出石町荒木983番地
同	道 本 政 明	同 市出石町荒木596番地
同	石 田 正 喜	同 市出石町福見522番地



兵庫県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町東河内字出ツ石1646の2から1646の4まで、1646の9から1646の16まで、字乗岡1786の1、字榎ケ段2332の14

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第183号

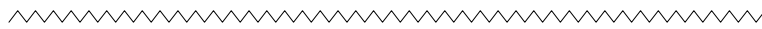
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 2月23日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年 2月23日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 津万井西田線	西脇市黒田庄町津万井字畑瀬330番1から 同 市黒田庄町津万井字畑瀬344番3まで	旧	9.0から 17.0まで	91.0	
		新	13.0から 19.0まで	87.0	



**兵庫県告示第184号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 2月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年 2月23日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西新宿上郡線	赤穂郡上郡町井上字柳原352番1から 同 郡同 町上郡字川向ノ四201番6まで 赤穂郡上郡町井上字大橋207番8から 同 郡同 町上郡字川向ノ四201番6まで	旧	6.0から 17.0まで	304.0	予定地
			15.0から 27.0まで	303.0	
	赤穂郡上郡町井上字柳原352番1から 同 郡同 町上郡字川向ノ四201番6まで 赤穂郡上郡町井上字大橋207番8から 同 郡同 町上郡字川向ノ四201番6まで	新	10.0から 16.0まで	302.0	予定地
			15.0から 27.0まで	303.0	



**兵庫県告示第185号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
和 賀	朝 来 市	山 東 町	和 賀	上ノ山	1番から3番までの各一部、9番の一部、 12番から23番まで、24番1、24番2、25番か ら28番まで、35番、36番、37番1、37番2、



				上 地	45番2の一部、12番から15番に至る地先の道路敷
				下 地	870番、872番、873番、888番から890番まで、891番の一部、892番4、890番から892番4に至る地先の道路敷、892番4地先の水路敷
					899番から901番まで、909番から911番まで、918番、922番、922番2、923番、923番1、924番1、924番2、925番、926番1、926番2、927番、927番1、928番から930番まで、931番1、931番2、932番1の一部、932番2、933番1の一部、934番の一部、935番から937番まで、937番1、937番2、938番、939番1、939番2、940番、941番、941番1、941番2、942番から953番まで、899番から900番に至る地先の道路敷、911番から950番に至る地先の道路敷、922番2から944番に至る地先の道路敷、926番2から940番に至る地先の道路敷、927番から927番1に至る地先の水路敷、928番から930番に至る地先の道路敷

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
31	神戸市須磨区潮見台町3丁目12番3	294.21	宅 地
32	西脇市郷瀬町字淵之内519番2他	605.87	宅 地
33	姫路市広畑区北野町2丁目59番1他	282.55	宅 地
34	神崎郡福崎町東田原字通り堂1231番25	355.94	宅 地
35	豊岡市立野町417番	263.97	宅 地
36	朝来市山東町大月字向大道950番	625.92	宅 地
37	丹波市柏原町東奥字下地南之坪268番6	295.86	宅 地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- (3) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (5) 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
    - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
    - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
    - エ アからウのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課
  - (2) 配布期間及び申込期間  
平成22年2月23日（火）から同年3月11日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号31
    - ア 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
    - イ 日時  
平成22年3月18日（木） 午前11時から
  - (2) 物件番号32
    - ア 場所  
加東市社字西柿1075番2  
社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
    - イ 日時  
平成22年3月18日（木） 午後3時から
  - (3) 物件番号33
    - ア 場所  
姫路市北条1番98号  
姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
    - イ 日時  
平成22年3月23日（火） 午前11時から

(4) 物件番号34

ア 場所

神崎郡福崎町西田原1994番 4  
福崎庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年 3月23日（火） 午後 2時30分から

(5) 物件番号35

ア 場所

豊岡市幸町 7番11号  
豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年 3月24日（水） 午後 1時30分から

(6) 物件番号36

ア 場所

朝来市和田山町東谷213番96  
和田山庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年 3月25日（木） 午後 2時30分から

(7) 物件番号37

ア 場所

丹波市柏原町柏原688番地  
柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年 3月25日（木） 午前11時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課  
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

篠山市味間奥字高仙坊ノ坪807番 1、808番、809番、810番 1、811番 1、812番 1、813番 1、814番 1、815番 1

同 市味間奥字瀧ノ音ノ坪895番、896番、897番 1、897番 2

同 市味間奥字田地ノ坪898番、916番

同 市味間奥字瀧ノ音2326番の一部、2327番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市中央区谷町二丁目 3 番12号

ジェクス株式会社 代表取締役 辻 正 照

3 許可年月日及び許可番号

平成21年 8月17日

兵庫県指令丹波（建）第 1 - 1 - 2 号（20篠山）

### 選挙管理委員会告示

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第12号

平成21年10月25日執行の神戸市長選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

平成21年10月25日執行の神戸市長選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成22年 2月23日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

裁 決 書

審査申立人

神戸市北区鈴蘭台東町 3 丁目 6 番18号

高 山 晃 一

同代理人弁護士

神戸市中央区橋通 2 丁目 3 番 5 号アイ・エヌ神戸ビル 3階

久保田 寿 一

上記審査申立人が提起した平成21年10月25日執行の神戸市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

審査申立人（以下「申立人」といいます。）は、平成21年10月25日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関し、同年11月 4 日に神戸市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年11月30日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、同年11月30日に原決定の内容を知りましたが、原決定の内容に不服があるとして、本件選挙における当選人矢田立郎の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

その主張のうち、主なものを要約すると次のとおりです。

ア 開票・集計作業において不正な行為があった

西区の開票所である西区体育館の開票作業（以下「本件開票作業」といいます。）において、次のような通常考えられない不自然な開票・集計作業が行われたという情報を得た。

(i) 候補者ごとに集計されていた500枚ごとの投票用紙の束の籠が、「括束整理台」の候補者名が書かれた垂れ幕ごとに置かれるべきものが、「括束整理台」の中央にある「矢田」の垂れ幕のところあたりの一か所に集められたため、報道関係者が双眼鏡等で票読みをしていた作業、つまり、どの束が誰の票の束なのか、確認しづらかったこと、さらに、パソコン入力した後、「最終点検整理台」においても、雑然と一か所に置かれていたことによって、報道関係者の票読み作業に支障が生じ、西区選管と報道関係者の間でトラブルが生じたこと。

また、市委員会が、公職選挙法（以下「法」といいます。）に基づき、作成した「開票事務の流れ」（例）

の「カ 集積」には、(ア)記録係で記録の終わった投票を各候補者別に投票集積台に整理しておくこと、(イ)開票管理者、開票立会人から一見してわかるようにしておき、案内すること、(ウ)案内に際しては、立会人の人数、配置等により回数を増やすなど、立会人によく伝わるよう配慮をすること、と明記されている。しかしながら、西区の開票事務においては、以上述べたとおり(ア)(イ)(ウ)で示された事務規定から逸脱し、立会人や報道関係者等から候補者別の投票の集積が確認できない状況だった。このように非常に不自然な状況で開票および集計事務が行われており、不正な開票および集計事務であったと推定される。

(2) 西区の開票結果は、「矢田」28,229票、「かしの」21,629票、「松田」8,204票と、「矢田」の得票が他の開票所と比べ、異常に多かった。

(3) 西区以外の区では、開票進捗率が98%台から100%に至るのに1分程度を要したが、西区では31分を要している。西区の場合は、他区よりもかなり長く不自然である。

西区では開票進捗率が98.4%に至るまでに通常ない何らかの事務が加わり、98%台から100%に至る開票事務にそのしわ寄せが生じたものと推定される。

このようにして確定された西区における開票結果に大きな疑問を抱いている。

#### イ 市委員会が異議申出の内容を斟酌せず棄却を決定した

本件開票作業において故意による不正な行為があったという目撃証言を得たことから異議申出をしたにもかかわらず、市委員会は形式論に終始し、具体的な理由説明は一切ないなど、異議申出の内容を斟酌せず棄却を決定したもので、きわめて不当である。

上記の理由により、再度、票の再点検および集計を求める。

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人にはこれに対する反論書の提出を求め、さらに、市委員会の弁明書の主張のうち不明確な部分について物件及び釈明書の提出を求め、慎重に審査を行いました。

その結果は次のとおりです。

#### 第1 当委員会で認定した事実

関係資料及び証言などを総合すると、以下の事実が認められます。

##### 1 本件選挙における開票事務

本件選挙における開票事務は、平成21年10月25日午後9時から、開票管理者及び開票立会人のほか、開票事務従事者により、神戸市立西体育館（神戸市西区春日台5-436）において開始された。

なお、開票管理者及び開票立会人の席は、一連の開票事務の流れが監視しうるように配置された。

##### 2 開票事務に従事した者の体制

開披から第二内容点検までは6班体制で行われ、各班の構成は、班長1人、進行係2人、第一内容点検係9人、計数機係4人、第2内容点検係6人（6班のみ5人）であった。

この他、疑問審査係が班長以下11人、入力等の班長1人の下に総合調整係4人、入力係7人、速報係2人、集積係1人及び点字係1人（別途、民間の点字翻訳者1人）並びに総務係4人であった。

##### 3 開票管理者及び開票立会人

開票管理者1名及び開票立会人3名に対し、神戸市西区選挙管理委員会（以下、「西区選管」といいます。）は、全員がそろった午後8時35分頃、当日の開票事務の流れとあわせ、開披前後の投票箱の点検、集積台での票の点検、疑問票等の確認、開票録等の作成に伴う署名、投票用紙等の封印の説明を行った。

##### 4 開票事務の流れ

(1) 午後8時45分から、西区選管事務局長が開票管理者・開票立会人を誘導し、56個の投票箱について、投票箱の施錠及び鍵入り封筒の封印の点検を全て受けた。

(2) 午後9時の開票開始宣言後、西区選管選挙課長の指示のもとに56個の投票箱を一斉に開いた。

(3) 開披後の投票箱が空であることにつき、開票管理者・開票立会人の確認を得た。

(4) 進行係により、候補者ごとの有効投票は定められたラインに、疑問票等は疑問審査係に回付された。

(5) 各ラインの第一内容点検係は、回付された投票用紙に指定の候補者以外の投票が混入していないか点検のうえ、計数機係に投票を回付した。

(6) 計数機係は、2人1組で1台の計数機により2回計数し、100票ごとに輪ゴムで束ね、100票の括束票を添付した。

(7) 第二内容点検係は、計数済みの投票の束が全て同一の候補者の票であるかの確認を行った。

(8) 進行係及び総合調整係は、100票束が同一の候補者のものであることを確認の上、5束で一塊として候

補者名と読み取り用のバーコードのついた500票括束票を添付して、括束整理台に候補者ごとに集積した。

- (9) 括束整理台に候補者ごとに並べていた票は、途中から候補者別に箱に入れられ、総合調整係が500票束全部が同じ候補者であるか確認のうえ、候補者別の箱ごとに入力係に回付した（なお、申立人は、この際に、「候補者ごとに集計されていた500枚ごとの投票用紙の束の籠が、「括束整理台」の候補者名が書かれた垂れ幕ごとに置かれるべきものが、「括束整理台」の中央にある「矢田」の垂れ幕のところあたりの一か所に集められた。」と主張するが、開票作業の流れの中で、括束整理台上に各候補者の票束が多くなってきた状況を、あたかも一か所に集められて積まれていたように誤認したものと考えられる。）
- (10) 入力係は総合調整係から回付された投票を、2台のパソコンでバーコードの入力の際に、入力しながら読み上げ、両者の数に相違がないか確認の上、当該係のテーブル横に仮集積した。なお、報道機関から、入力後の票について、候補者別が分からないという質問があったが、その後、票は集積台に移動され、その後の苦情は無かった。（なお、申立人は、この際に、「パソコン入力した後、「最終点検整理台」においても、雑然と一か所に置かれていたことによって、報道関係者の票読み作業に支障が生じ、西区選管と報道関係者の間でトラブルが生じた」と主張するが、報道関係者からの質問はあったが、特にトラブルとはなっていない。）
- (11) 疑問審査係に回付された投票は、「疑問投票決定票」により有効又は無効の判断を付して開票管理者及び開票立会人に回付し確認を得て、有効と判定された投票は候補者ごとに仕分けをして入力係に、無効と判定された投票は無効事由ごとに「無効投票類別決定票」を付して開票管理者及び開票立会人の確認を得た上で、最終的に入力係に回付し集計入力された。
- (12) 点字投票は、点字係と民間人の点字翻訳者の2人により審査を行った。
- (13) 集積係は、開票速報時刻（午後9時40分、午後10時10分、午後10時40分）にあわせて、集計済みの投票を開票管理者及び開票立会人の前に設けられた「集積台」に発表数と同数の票を候補者別に積むとともに、速報掲示用紙に各候補者の得票数を記載して開票管理者等の確認を得た上で、開票所内に設けた報道関係者や一般参観人席に向けて掲示を行った。
- (14) 開票管理者及び開票立会人は、集積台上の投票の点検を行った。（なお、申立人は、この際に、「立会人や報道関係者等から候補者別の投票の集積が確認できない状況だった。」と主張するが、事実と認めるに足りる証拠はない。）
- (15) 総務係は、全ての開票の処理が終わった後、「有効投票確認票」で各候補者の得票数を開票管理者及び開票立会人に説明した上で確認印を求めた。また、「得票計算表」で有効・無効を含めた全投票の開票結果の説明をし確認印を求めた。
- (16) 開票録をパソコンから出力し、開票管理者及び3人の開票立会人による開票録の審査、署名を経て、平成21年10月25日午後10時41分に開票事務を終了した。なお、開票立会人から、各候補者の得票がわかりにくい等の苦情や指摘などはなかった。

## 5 西区の各候補者の得票結果

開票録によると、投票総数は58,818票であり、うち有効投票は58,062票、無効投票は756票であった。

各候補者の得票数は、松田隆彦候補8,204票、矢田立郎候補28,229票及び樫野孝人候補21,629票であった。

## 第2 当委員会の判断

### 1 当選無効に係る要件について

当選の効力に関する争訟において当選が無効とされるのは、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、当選人の決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定一に違法があること」（昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決）とされています。

なお、開票に関しては、法第七章により開票に関する手続が規定されており、当日の開票・集計作業に関するところでは、(ア)開票管理者に関すること（法第61条）、(イ)開票立会人に関すること（法第62条）、(ウ)開票日に関すること（法第65条）、(エ)開票に関すること（法第66条）、(オ)開票の場合の投票の効力の決定に関すること（法第67条）、(カ)無効投票に関すること（法第68条）、(キ)開票の参観に関すること（法第69条）、(ク)開票録の作成に関すること（法第70条）等があります。

また、法に定められていない開票・集計作業の詳細の部分については、その作業手順等、当日の作業内容の計画については、各選挙管理委員会の裁量に任されており、また、当日の開票・集計作業については、開票管理者がその事務を担当しているところであり、西区選管においては、本件開票作業の公正さを確保するため、開票作業の具体的方法を定めた西区選管平成21年10月25日執行神戸市長選挙開票事務要領（以

下、「開票事務要領」といいます。)を用いながら開票・集計作業を進めていたことが認められます。

なお、この開票事務要領は、法に照らして違法な内容とは認められず、開票事務要領に従って行われていた開票・集計作業については、適法に行われていたと認められます。

また、開票事務要領に従って行われていない作業、または定めのない作業があったとしても、明らかに開票・集計作業全体の公正さが疑われると認められない限り、その開票・集計作業は、適法に行われたと解すべきであると考えられます。

裁決にあたっては、このような観点から、申立人の主張について本件開票作業において違法があり、当選無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

## 2 開票・集計作業において不正な行為があったとする主張について

### (1) 「審査の申立ての趣旨及び理由」のア(1)について

申立人の「審査の申立ての趣旨及び理由」のア(1)に掲げる主張については、「第1当委員会で認定した事実」によれば、いずれも事実と認めるに足りる証拠がないこととともに、本件開票作業は「裁決の理由」の第1の4のとおり、開票事務要領に定めのある部分については、その定めに沿って行われていたと認められること、及びその定めのない部分についても、法に照らして、開票・集計作業全体の公正さが疑われるような開票・集計作業が行われた事実が認められないことから、本件開票作業が不正なものであったと推認することはできず、この点についての申立人の主張は、理由がないと判断されます。

なお、仮に申立人の主張するように、本件開票作業の中で、開票立会人や報道関係者から開票作業中の票束について一部確認しづらい状況が生じていたとしても、このことにより、直ちに法を逸脱するものと評価することはできません。

すなわち、本件開票作業については、最終の集積台に集積された票束について、法第61条及び第62条に基づき選任された開票管理者及び開票立会人により確認され、法第70条により、最終的に開票管理者及び全ての開票立会人より各候補者の得票数について真正である旨の署名がなされた開票録が作成されていること、また、開票作業中の票束について、その開票作業におけるあらゆる場面で、どの票束が何れの候補者のものであるかについて、常に確認できる状況にしておかなければならないということまでを法は規定しているものでないことに照らすと、不正な開票・集計作業が行われたと推定することはできず、申立人の主張は理由がないと判断されます。

さらに、申立人は反論書において、「箱に入れ直す作業の途中で分別され括束された500票の束が混同してしまう可能性が生じたと判断され」、「仮置きしていた票を再び既定の台上に置き直す作業の途中で分別され括束された500票の束が混同してしまう可能性が生じたと判断される」、「開票作業に精通する報道機関から複数の指摘があったことからわかるように、開票作業の途中で各候補者の票の束が明確に分別されず、混同していると認識される状況を生み出していた」と、開票・集計作業中の各カ所において、票束が混同してしまう状況が複数あったと主張します。

しかしながら、申立人のこれらの主張については、事実と認めるに足りる証拠はないとともに、その根拠は、あくまで伝聞に基づく申立人の主観的な「可能性」及び「混同していると認識される状況」であって、法に抵触する事実を裏付ける具体的な証拠が示されていない以上、申立人の主張には理由がないと判断されます。

### (2) 「審査の申立ての趣旨及び理由」のア(2)について

申立人は、「審査の申立ての趣旨及び理由」のア(2)により、「西区の開票結果は、「矢田」28,229票、「かしの」21,629票、「松田」8,204票と、「矢田」の得票が他の開票所と比べ、異常に多かった」と主張します。

しかしながら、各区の開票結果における候補者ごとの得票については、各区の選挙人の投票行動によるところであり、西区の開票結果において、「矢田」票が他の開票所と比べ多くあったとしても、そのことをもって直ちに不正な開票・集計が行われたと推認できるものでなく、この事実をもって不正な開票・集計作業が行われたと結論付けることはできません。

### (3) 「審査の申立ての趣旨及び理由」のア(3)について

申立人は、「審査の申立ての趣旨及び理由」のア(3)により、「西区以外の区では、開票進捗率が98%台から100%に至るのに1分程度を要したが、西区では31分を要している。西区の場合は、他区よりもかなり長く不自然である。西区では開票進捗率が98.4%に至るまでに通常ない何らかの事務が加わり、98%台から100%に至る開票事務にそのしわ寄せが生じたものと推定される」と主張します。

しかしながら、有効投票の集計に至る事務が概ね終了していても、疑問票の審査、開票管理者・開票

立会人への得票の説明、開票録等各種書類の作成、説明、署名又は押印等に相当時間を要するのが通常であると認められるとともに、他の区においても、確定前後の時間帯は、西区と同様の事務を行い時間を要しているのであり、西区が特異な例ではないことを考慮すると、西区において、開票進捗率が98%台から100%に至るのに31分を要したことについては合理的理由があると認められ、その事実をもって不自然であると判断することはできません。

### 3 市委員会が異議申出の内容を斟酌せず棄却を決定したことについて

申立人は、「審査の申立ての趣旨及び理由」のイにおいて、「開票・集計作業において故意による不正な行為があったという目撃証言を得たことから異議申出をしたにもかかわらず、市委員会は形式論に終始し、異議申出の内容を斟酌せず棄却を決定したもので、きわめて不当であると主張します。

しかしながら、市委員会から提出された弁明書によると、平成21年11月4日付けで提起された本件選挙における異議申出の審理にあたっては、同年11月12日に法第216条第1項において準用する行政不服審査法（以下「行服法」といいます。）第25条第1項及び第30条の規定に基づき、申立人に対して口頭意見陳述の機会を与え、及び審尋を行い、異議申出の主張について、陳述の機会を与えるとともに、申出内容について十分な主張・立証を尽くさせています。

引き続き、同年11月18日には、法第212条第1項の規定に基づき、争点について十分な事実確認を行うため、西区選管事務局長及び西区選管選挙課長に出頭を求め、本件開票作業について証人尋問を行っています。

市委員会は、上記のように慎重な審理を尽くした後、同年11月30日に異議申出に理由がないと認め棄却の決定を行っているもので、その手続に瑕疵は認められず、申立人の主張には理由がないと判断されます。

### 4 その他について

当委員会では、西区選管による本件開票作業に違法があり、当選無効事由に該当するかについて、市委員会に対しては弁明書の提出を求め、続いて、申立人にはこれに対する反論書の提出を求め、さらに、市委員会の弁明書の主張のうち不明確な部分について物件及び釈明書の提出を求め、慎重に審理しましたが、申立人のその余の主張を含めても直ちに不正な開票・集計が行われたと結論付けることはできませんでした。

## 第3 まとめ

申立人の主張からは、いずれも当選無効の事由に該当する理由は認められなかったことから、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定は妥当であり、当委員会は、法第216条第2項において準用する行服法第40条第2項の規定により主文のとおり裁決します。

平成22年2月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩